



● 第4次 ●

広島市男女参画基本計画

概要版



計画の目的

「広島市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、広島市の男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、性別による差別がなく、男女が対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的として策定するものです。

計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画及び条例に基づく基本計画であり、「第6次広島市基本計画」の部門計画として位置付けます。

また、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「DV防止法」及び「困難女性支援法」に基づく市町村基本計画としても位置付けます。

広島市基本構想

第6次広島市基本計画

広島市男女共同参画基本計画

市町村計画

- ・女性活躍推進法
- ・DV防止法
- ・困難女性支援法

計画の期間

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間を計画期間とします。

計画の基本方針

基本方針1

あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大



基本方針5

男女の人権を尊重する
市民意識の醸成



基本方針2

働く場における男女共同参画の推進と
職業生活と家庭生活等の両立



男女共同参画社会の
実現へ

基本方針4

性犯罪・性暴力を始め
あらゆる暴力の根絶と被害者への支援



基本方針3

安心して暮らせる社会の実現



施策体系

基本方針

基本施策

具体的施策

1

あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

- (1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (2) 市の関係団体などにおける方針決定過程等への女性の参画の促進
- (3) **拡** 防災・復興における女性の参画の拡大

- ① 審議会委員等への女性の選任の推進 ② 市の女性職員の職域拡大、育成及び登用の推進
- ① 市の関係団体などにおける女性登用の促進 ② 女性の地域活動への参画の支援
- ① 男女共同参画の視点からの防災活動への参画 ② 男女共同参画の視点からの災害対応の推進

2

働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立
【女性活躍推進法】

- (1) 働く場における男女共同参画の推進
- (2) 女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進
- (3) 多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進
- (4) 職業生活と家庭生活等の両立に向けた職場環境の整備
- (5) 男性にとっての男女共同参画の推進
- (6) 子育てや介護等の支援の充実

- ① 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保及び女性の活躍に向けた取組の促進 ② 働く場におけるハラスメントの防止に向けた取組の促進
- ① 女性の参画が少ない分野への女性の参画促進
- ① 多様な就業ニーズに対応した就業支援 ② 経営の主体となる女性の育成・支援
- ① 育児・介護休業制度等の定着と柔軟で多様な働き方の促進 ② 市役所における職業生活と家庭生活等の両立の推進
- ① 男性への意識啓発等の推進 ② 男性の家庭生活・地域活動への参画を促す取組の推進
- ① 保育サービス等の充実 ② 介護サービス等の充実

3

安心して暮らせる社会の実現
新【困難女性支援法】

- (1) **拡** 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- (2) 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進
- (3) 性と生殖に関する健康と権利の浸透

- ① 困難な問題を抱える女性への支援の充実 ② ひとり親家庭等への支援の充実 ③ 高齢者、障害者が安心して暮らせる環境の整備 ④ 外国人市民への支援の充実 ⑤ 多様な性のあり方への理解の促進と環境の整備
- ① 妊娠・出産期の健康の保持増進のための支援 ② 更年期・高齢期の健康の保持増進のための支援 ③ 性差医療の推進
- ① 啓発の推進

4

性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
新【困難女性支援法】

- (1) **拡** 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対応
- (2) **拡** 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実【DV防止法】
- (3) セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充実

- ① 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶に向けた対策の推進 ② 啓発の推進及び教育・学習の充実
- ① 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成 ② 被害者への相談支援の充実 ③ 被害者の保護体制の充実 ④ 被害者の自立支援の充実 ⑤ 関係機関との連携の強化
- ① 防止対策の推進 ② 被害者への支援

5

男女の人権を尊重する市民意識の醸成

- (1) 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進
- (2) 男女共同参画推進拠点施設における取組の推進
- (3) 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進
- (4) こどもの頃から男女共同参画を推進する教育の充実
- (5) 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

- ① 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進
- ① 男女共同参画推進センターにおける取組の推進
- ① 広報・啓発活動の推進と男女共同参画の視点からの適切な表現の徹底
- ① 就学前・学校教育等における男女共同参画に関する教育の推進 ② 家庭における男女共同参画に関する教育の支援 ③ 性や健康に関する教育・啓発の推進
- ① 国際社会の動向への理解の推進 ② 男女共同参画の視点からの国際交流・協力、平和活動の推進

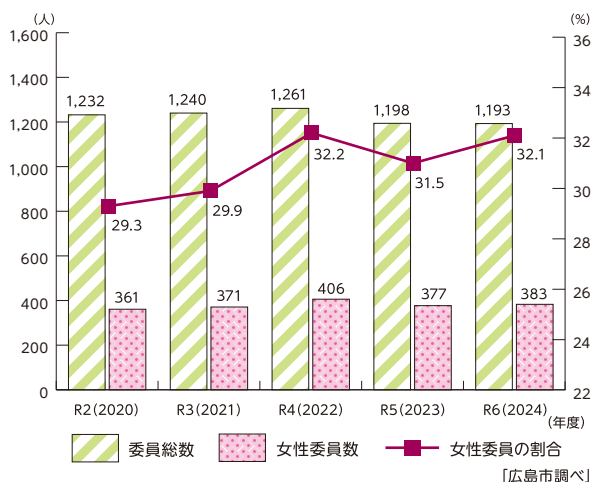
基本方針 1

あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

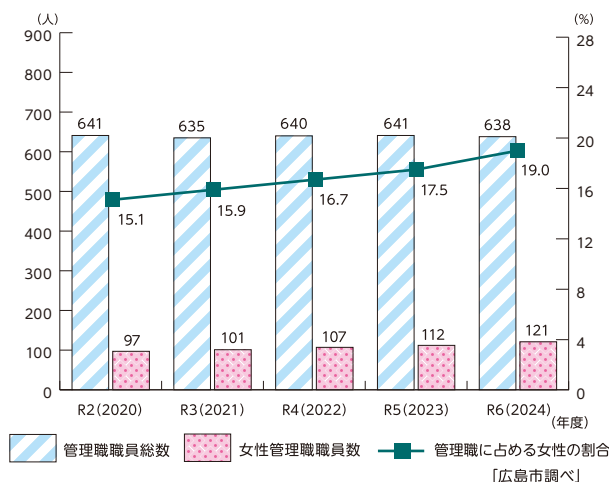
基本的な考え方

政策・方針決定過程への女性の参画拡大は、少子高齢化や価値観の多様化が進む中において、様々な視点が確保されることにより、社会の変化に対応し、将来にわたって活力のある地域社会を維持することにつながるものです。このため、本市自らが先導役となり、審議会委員や管理職への女性登用を積極的に推進していきます。また、近年の大規模災害の頻発化を踏まえ、平常時から女性の視点を生かした防災活動への参画を促進するとともに、災害発生時には避難所運営における意思決定過程への女性の参画を促進するなど、防災・復興分野における女性の参画拡大に重点的に取り組みます。

審議会委員に占める女性の人数と割合の推移



市職員の管理職に占める女性の人数と割合の推移



基本施策

(1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

市の審議会や行政委員会等への女性の選任を推進する。また、市の女性職員の職域拡大、計画的な育成及び管理職等への積極的な登用に取り組む。

(2) 市の関係団体などにおける方針決定過程等への女性の参画の促進

市の関係団体や地域活動に取り組む団体などに対して、方針の立案及び決定に女性の参画が進むよう、女性の参画の促進に関する情報提供や働き掛けを行う。

(3) 防災・復興における女性の参画の拡大

近年、激甚化・頻発化する自然災害に備えるため、防災・復興分野において、地域防災の方針決定過程に女性の参画の拡大を進め、平常時から災害・復興時までの各段階で男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める。

施策の指標

指標	現状値(R6年度)	目標値
審議会委員における女性の割合を増やす	32.1%	40.0%
市職員の管理職における女性の割合を増やす	19.0%	25.0%以上
地域防災リーダーにおける女性の割合を増やす	23.3%	25.2%

基本的な考え方

少子高齢化により労働人口が減少する中、性別に関係なく働きたい人が、その個性と能力を発揮できる環境の整備や、仕事と育児、介護、地域活動などの生活環境を調和させることは大変重要です。近年、女性の就業率に見られる「M字カーブ」は全国的に解消しつつある一方で、正規雇用比率は出産・育児期以降に低下する「L字カーブ」が依然として存在しています。その背景には、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が根強く残っていると考えられるため、こうした意識の解消に向けた取組を継続する必要があります。また、働くことを希望する全ての人が育児や介護などと仕事を両立して働き続けるためには、働き方改革を推進して、長時間労働を抑制するとともに、多様で柔軟な働き方が実現できるように、事業者による男女共同参画の取組を促進することが重要です。

基本施策

(1)働く場における男女共同参画の推進

働く場における男女の均等な機会と待遇を確保し、女性が能力を十分に発揮し、活躍することができるよう、事業者における女性の就労環境整備の推進を図る。また、職場におけるハラスメントの防止に向けた事業者の取組等を支援する。

(2)女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進

女子中高生等への理工系分野への進路選択を促進するとともに、建設業、製造業や運輸業など、女性の参画がない分野において、女性の参画を促進するため、意識と就労環境を改善するための周知・啓発を図る。

(3)多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進

個別相談やセミナー等により、女性の多様な就業ニーズに対応した就職・再就職支援を行う。また、女性の起業支援や管理職の交流促進を通じて、経営の主体となる女性の育成・支援を行う。

(4)職業生活と家庭生活等の両立に向けた職場環境の整備

男女が共に育児・介護と仕事を両立できるよう、事業者への働き掛けや労働者への育児・介護休業制度等の利用促進を行う。また、市職員においても、特に男性の育児休業取得促進など、家庭と職業の両立支援に取り組む。

(5)男性にとっての男女共同参画の推進

男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進するため、学習機会や情報提供の充実を図る。また、男性の家庭生活や地域活動への参画を促進するとともに、周囲の理解を深めるための広報・啓発に取り組む。

(6)子育てや介護等の支援の充実

育児・介護の不安や負担感の解消に向け、多様な保育サービスや相談支援体制を充実させる。また、仕事と家庭の両立を支援し、誰もが安心して子育て・介護に取り組める環境づくりを推進する。

施策の指標

指標	現状値(R6年度)	目標値
民間企業(従業員数が101人以上の企業)における女性管理職の割合を増やす	11.5%	24.0%
男女共同参画に積極的に取り組む事業者の数を増やす	77社	95社
「えるぼし」認定企業数を増やす	21社	50社
企業における男女間賃金格差の解消を図る	77.7%	80.0%
民間企業における男性の育児休業取得率を上げる	56.2%	85.0%
「くるみん」認定企業数を増やす	43社	86社
市の男性職員の育児休業取得率を上げる	市長事務部局等: 68.6%(1週間以上) その他局:41.4%	市長事務部局等: 85.0%以上(2週間以上) その他局:85.0%以上
放課後児童クラブ待機児童の解消を図る	47人	0人

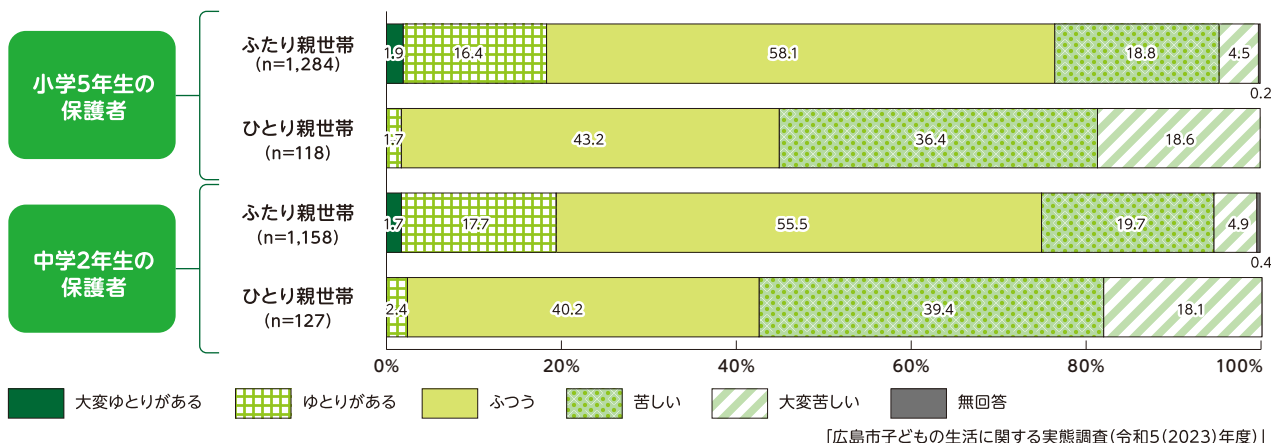
基本方針 3

安心して暮らせる社会の実現

基本的な考え方

令和6年(2024年)4月施行の「困難女性支援法」の基本理念を踏まえ、本市では、民間団体や関係機関と連携し、包括的かつ切れ目のない支援の実施に取り組みます。また、困難な問題を抱える女性を支援するための人材を育成するとともに、様々な困難な問題を抱える人々が、安心して暮らすことができるための環境を整備し、正しい理解を広めることにより多様性を尊重する社会の形成に取り組みます。さらに、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の観点から、男女ともに自分自身の健康管理及び互いの身体の特長や健康課題に対する理解を促進するため、それぞれの特性に応じた健康の保持増進対策を推進します。

現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。



基本施策

(1) 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

困難な問題を抱える女性を支援するため、各種相談を実施するほか、関係機関との連携強化を図るとともに、民間団体との協働した支援を行う。また、ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人市民、性的マイノリティの方など、生活上の様々な困難を抱える人が安心して暮らすことができる環境の整備や多様性を認め合う社会の形成に取り組む。

(2) 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進

妊産婦が安心して出産・産後を迎えられるよう、健康管理に関する情報提供や相談体制の充実を図る。また、生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を通じて、ライフステージに応じた健康づくりを推進する。

(3) 性と生殖に関する健康と権利の浸透

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点を重視し、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指すため、性や健康に関する教育の充実や学習機会の提供を通じて、正しい知識の普及促進を図る。

施策の指標

指標	現状値(R6年度)	目標値
DVセンターにおける出張相談の件数を増やす	77件	150件
経済的な自立に向けて就業したひとり親世帯を増やす	73.6%	80.0%
がん検診の受診率を上げる	子宮頸がん: 43.0% 乳がん: 45.4% (R4年度)	子宮頸がん: 60.0% 乳がん: 60.0%
20~70歳の女性の骨粗しょう症検診受診率を上げる	5.1%	15.0%

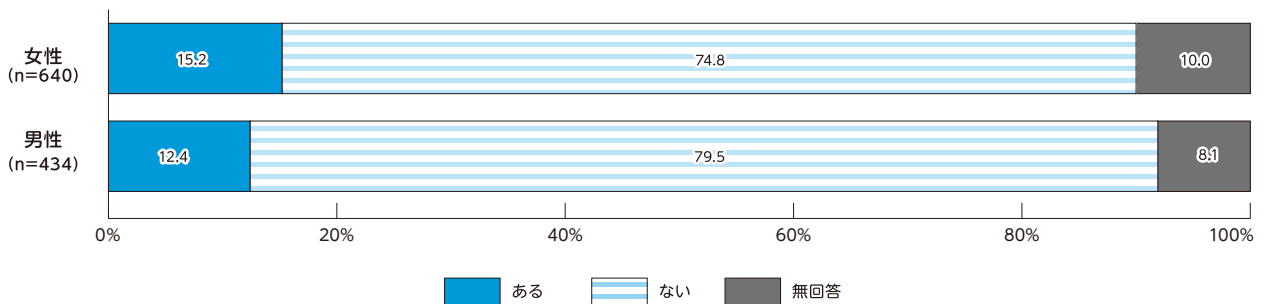
基本方針 4

性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

基本的な考え方

性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等は、個人の尊厳を踏みにじり、安全で安心な暮らしを妨げる大きな要因であり、男女共同参画社会の実現に向けて克服すべき重要な課題です。また、近年ではデジタル化の進展やSNSなどのコミュニケーションツールの広がりに伴い、リベンジポルノやデジタル性暴力など、被害の形態は一層多様化しています。本市のアンケート調査では、過去5年間に配偶者や交際相手から暴力を受けた経験があると回答した人が全体の14%に上りました。被害者は、女性だけでなく男性も少なくないことから、性別を問わずあらゆる暴力を容認しない姿勢を示していくことが重要です。性暴力・性犯罪を始めとするあらゆる暴力の根絶に向けては、特に若い世代からの理解の促進が重要なため、デジタルメディアを活用するなど若年層への啓発に重点的に取り組みます。また、被害者が安心して相談できるよう、相談窓口の周知・徹底を図るとともに、関係機関の連携を強化して、被害者支援に取り組みます。

この5年間で配偶者や交際相手からの暴力を経験したことがあると回答した人の性別



【広島市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査(令和6(2024)年度)】

基本施策

(1)性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対応

性犯罪・性暴力を始めとした犯罪被害者に対する相談支援の実施のほか、相談機関の周知徹底や相談体制の充実を図る。また、暴力の予防と根絶のための基盤づくりとして、SNS等を活用した若年層への予防啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上に取り組む。

(2)配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実

DVを許さない市民意識の醸成を図るとともに、将来のDVの防止のため、SNS等を活用した若年層への予防啓発を行う。また、DV被害者の早期発見、早期対応につなげるため、相談窓口の周知に努めるほか、配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)と関係機関が連携を強化して、被害者に対する相談支援や保護体制・自立支援の充実を図る。

(3)セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充実

セクシュアル・ハラスメントを防止するため、事業者や労働者に対して啓発や情報提供を行う。また、相談窓口の周知や関係機関との連携により、被害者支援体制の充実を図る。

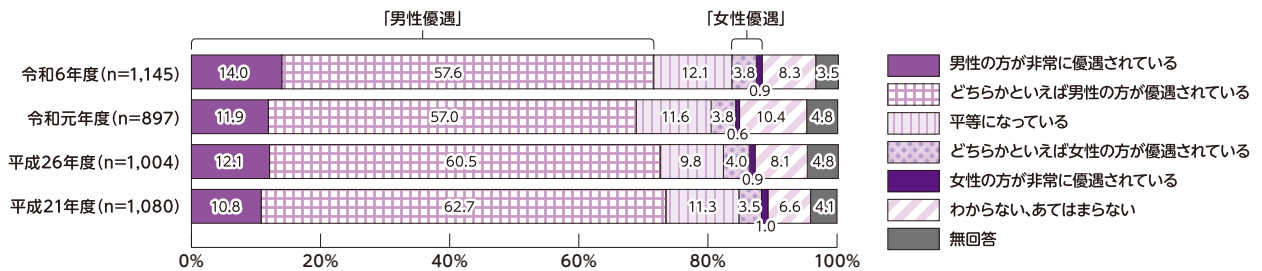
施策の指標

指標	現状値(R6年度)	目標値
DVの相談窓口を知っている人の割合を増やす	女性:49.5% 男性:45.2%	女性:60.0% 男性:55.0%
「デートDV」の言葉と内容を知っている若者の割合を増やす	52.8%	60.0%

基本的な考え方

男女共同参画社会の実現には、市民一人一人の人権意識を醸成し、人権尊重社会の形成を図るとともに、男女共同参画に関する認識を深め、定着させることが重要です。本市のアンケート調査では、社会全体での男女の地位の平等について、「男性優遇」と回答した人の割合が多い状況です。こうした背景には、長年にわたり、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による価値観や慣習が形成されていることが挙げられます。こうした男女双方の意識改革と理解の促進を図るため、男女共同参画に関する生涯学習の充実や広報・啓発活動をより一層進めていく必要があります。

男女の地位の平等感(社会全体について)の推移



基本施策

(1)互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進

全ての市民が相互に認め合い、支え合う人権尊重社会を形成するため、多様性を受容し、尊重する教育や啓発を通じて、人権尊重への理解の促進を図る。

(2)男女共同参画推進拠点施設における取組の推進

本市の男女共同参画推進の拠点施設である「広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)」において、男女共同参画に関する効果的な情報発信を図るとともに、市民のニーズを的確に捉えた事業を積極的に推進する。

(3)男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進

男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する理解の促進を図るため、SNSを始めとする様々な媒体を活用し、継続的かつ効果的な広報・啓発活動を行う。

(4)こどもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実

こどもが固定的な性別役割分担意識に捉われず、自分らしい生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点からの教育を推進するとともに、学校教育関係者等に対する研修・啓発の充実を図る。

(5)平和の発信と国際理解・国際協力の推進

世界の女性の状況など男女共同参画に関する情報収集や提供を行い、国際社会の動向についての理解の促進を図るとともに、市民グループ等による国際交流・協力、平和などの活動を支援する。

施策の指標

指標	現状値(R6年度)	目標値
社会全体でみた場合の男女の地位が平等になっていると感じる男女それぞれの割合を増やす	女性:8.6% 男性:14.7%	計画策定時(R7)の実績値以上
固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす	女性:76.7% 男性:63.2%	計画策定時(R7)の実績値以上
全ての人の人権を大切に、それを日常生活の中で態度や行動に表している市民の割合を増やす	75.0%	80.0%
男女共同参画推進センターで開催される講座の参加者数を増やす(年間の講座の人数)	477人	600人

広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)

広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)は、男女共同参画を推進するために設置された市の施設です。

男女の人権が尊重され、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる社会をめざす広島市の拠点施設として、男女共同参画に関する普及啓発、講座の開催、相談、調査研究、情報の収集及び提供、活動及び交流の場の提供など、様々な事業を展開しています。

所在地：広島市中区大手町5丁目6番9号
電話：082-248-3320 FAX:082-248-4476
URL：<https://www.yui-port.city.hiroshima.jp/>



普及啓発

男女共同参画の意識啓発を図るため、関係団体等と連携して事業を行っています。

講座の開催

課題解決に向けた学習・研修機会を提供するため、各種講座を開催しています。

相談

さまざまな悩みや不安を安心して話せる場として電話・面接相談を開設しています。

調査研究

関係団体等と連携し、男女共同参画の課題解決を目指す調査研究を行っています。

情報の収集及び提供

図書資料の提供(貸出・閲覧)等を行っています。

活動及び交流の場の提供

活動スペースの提供、イベント実施等の支援に取り組んでいます。

広島市配偶者暴力相談支援センター



女性相談員による相談

女性相談員が、DVに関する被害者からの相談や、女性相談(離婚問題、家庭不和など)をお受けしています。

お問合せ TEL.082-504-2412 (FAX.082-504-2835)
月～金(休日等を除く)10:00～17:00

休日DV電話相談

DVに関する被害者からの相談をお受けしています。

お問合せ TEL.082-252-5578
土・日・祝日・8月6日(年始年末を除く)10:00～17:00



広島市男女共同参画推進
シンボルマーク

広島市市民局人権啓発部男女共同参画課
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
TEL: 082-504-2108 FAX: 082-504-2609
E-mail: danjo@city.hiroshima.lg.jp
発行 令和8年(2026年)6月 登録番号 広 G7-2026-49